

令和6年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和6年 2月27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 2月 27日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和6年 2月 27日 午後 1時13分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長(6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長(7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○			

会議録署名 議員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

令和6年美郷町議会第1回定例会議事日程
(第1号)

令和6年2月27日(火) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	陳情の委員会付託
4	令和6年度町長施政方針
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第3号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 バリの町条例の制定について 議案第5号 美郷町文化財保存活用基金条例の制定について 議案第6号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第7号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 9 号 令和 6 年度美郷町一般会計予算

議案第 10 号 令和 6 年度君谷診療所特別会計予算

議案第 11 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第 12 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 13 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 14 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算

議案第 15 号 令和 6 年度美郷町下水道事業会計予算

【一般事件案】

議案第 16 号 美郷町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 17 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 20 号 町道路線の認定について

議案第 21 号 町道路線の認定について

議案第 22 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和6年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日27日から3月13日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から3月13日までの16日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理しております陳情は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。審査、調査をお願いいたします。

日程第4、令和6年度、町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。

第1回定例会の開会にあたり、令和6年度の町政運営の基本的な方針を申し上げ、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。初めに、町を取り巻く状況につきまして、私の基本的な認識を申し上げます。昨年は5月に、新型コロナの法律上の位置づけが5類感染症に変わり、徐々に日常が戻ってくる1年となりました。地域では、催しや活動も再開され、子どもからお年寄りまで多くの方が集まり、楽しむことができるようになりました。私も都合のつく限り、祭りや敬老会など地域のイベントに顔を出させていただきました。そこで、改めて感じましたのは、地域の活気は、住民の皆さん一人ひとりが、一致団結して協力し、生き活きと取り組んでこそ、生まれてくるものだ、ということでした。今後も地域の自発的な取組みを大切にし、「活気あふれる明るい町」を目指していきたいと思います。また、人の動きも元に戻ってきて、町外との往来や交流も活発になってきています。麻布大学の学生や先生の宿泊数は、令和4年度と比べて約3倍となり、地域との交流も活発になってきています。美郷バレーの視察も、5月のコロナ明け以降、今年1月末までの9か月間だけで、全国から79グループ、550人もの方にお越しをいただいています。また、マス村友好協定30周年関連事業では、8月には、

中高生 17 人を含む 39 人の美郷町訪問団でマス村を訪問し、10 月には、マス村から訪問団をお迎えして、「バリとみさとと。まつり」を開催し、町外、県外からも多数ご来町いただき、来場者数は約 1100 人に達しました。そして、あいにくの雨天の中で行われました、第 19 回美郷町産業祭でも、前年度を上回る約 1100 人の方にご来場をいただいております。今後も、美郷町の強みを活かし、「町外と活発な交流のある町」を目指していきたいと思います。そして、今年、邑智町と大和村が合併し、美郷町が誕生して、20 年目の節目の年となります。先人たちが築いてこられた、このふるさとをこれからも長く、町民の皆さんに幸せに暮らしていくことができるように、様々な課題の解決、町づくりに取り組んでまいりたいと思います。令和 6 年度当初予算策定に当たっては、守りから攻めへ転じるべき年と認識して、積極的な編成を行いました。振り返りますと、コロナ禍に見舞われた、この 3 年間においては、守り重視の行政運営を心がけてまいりました。事業面では、町民の健康、安全対策や経済的支援に軸足を置き、財政面では、先行きが不透明な中、財政収支均衡に努めてまいりました。一方で、人口減少を背景に、疲弊する町の活性化に向け、ただ、取組みにつきましても、活動に様々な制約がある中で、まずは将来の種をまくこと、布石を打つことに集中し、取り組んでまいりました。その結果、財政面では、手堅く健全な運営を行うことが出来ました。令和 3 年度と 4 年度の一般会計決算では、それぞれ 1 億 8000 万円程度の黒字決算となりました。また、基金残高合計は、令和元年度決算の 37 億 9200 万円から令和 4 年度決算では、42 億 2800 万円と、4 億 3000 万円以上の積み増しを行っており、財政調整基金につきましても、令和 2 年度以降の決算で取崩しは行っておりません。一方、町の活性化の面では、これまで蒔いてきた種から幾つも芽が出始め、今後大きく花開く期待が膨らんでいます。美郷バレーの取組みでは、麻布大学の活動が本格化し、協定締結企業、団体の活動も活発になり、直近では、シカ対策や、ドローンの林業活用など、新しい取組みも始まるなど、日本の獣害対策の先進地としての評価が一層高まっています。バリの町づくりの取組みは、ガムラン音楽や舞踊に親しむ町民が増えたり、技能実習生が来町し、地域に溶け込んだりと、文化面、経済面でも大きな進展を見せています。また、30 周年記念事業を通して、全国のバリ島ファンの間で、「バリの町美郷町」の認知度は大きく上がっています。カヌーのまちづくりでは、いよいよ本年秋口にはカヌー競技場が完成します。邑智中学校や島根中央高校カヌー部の全国レベルの活躍もあり、2025 年インターハイ、2030 年国民スポーツ大会開催を控え、大いに機運が盛り上がってきています。そして、町の様々な課題の根本原因となっている人口減少につきましても、明るい兆しが見え始めています。令和 5 年 10 月 1 日現在の島根県の推計人口では、美郷町は 1 年前と比べ、人の出入りの差である社会増減がプラス 5 人と、11 年ぶりにプラスとなりました。県内でも社会増となったのは、19 市町中美郷町を含む 3 町だけであり、社会増の内容も、特殊要因は見当たらず、転入がプラス 17 人、プラス 14.9%と大きく増え、転出がマイナス 22 人、マイナス 16.8%と大きく減るなど、内容を伴う結果となりました。以上のことから、町を取り巻く環境が整い、今こそ攻めに打って出る絶好のタイミングだと考えます。このチャンスを逃すことなく、基金も積極的に活用し、これまで進めてきた様々な取組みを加速し、花開かせていきたいと思っています。町民の暮らしに密着し、欠かせない分野の事業予算は確保しながらも、最優先テーマである人口減少対策など、重要課題の解決や、町の将来のために、積極果敢に取り組んでまいりたいと思います。著名

な経済学者「ジョン・メイナード・ケインズ」は、代表的著書、「雇用・利子および貨幣の一般理論」の中で、「アニマル・スピリッツ」という言葉を、経済活動を成功に導いていくためのキーワードとして使われています。「アニマル・スピリッツ」は様々な日本語に訳されていますが、わかりやすく言えば、不確実な状況下にあって、ビジネスの道を切り開いていくための計画や計算といったレベルを超えた起業家の人並み外れた情熱といった意味合いで使われています。私の座右の銘は、「細心大胆」です。「細心」すなわち、緻密に物事を進めていくことは、手堅さにはつながりますが、一方で、手堅さだけでは、人口減少対策のような答えの見えない構造的な課題を解決していくことは出来ません。「大胆」すなわち、「アニマル・スピリッツ」を発揮して、美郷町の強みを活かした取組みを一気に前に進めてまいりたいと思います。こうした認識と方針のもと、3つの重点分野1、町民の暮らし、2、人口減少対策、3、まちの活気づくりに関連する施策を推進してまいります。3つの重点分野をご説明する前に、町の活性化に向け、新年度、特に注力する予定の3つの注力施策について、ご説明をいたします。バリの町づくりについて申し上げます。令和5年度は、バリ島マス村との友好協定30周年を記念して、バリ島マス村方式訪問30周年記念式典「バリとみさと。まつり」を始め、1年間を通して様々な事業を実施してまいりました。これらの事業を通して、町民へのバリ文化の一層の浸透、町外、県外のバリ島ファン、バリ関係者の来町やバリ関係の人脈、つながりの広がりなど、大きな成果がありました。そして、全国のバリ島ファンやガムラン愛好者の間で、「バリの町美郷町」の認知度は飛躍的に高まっています。私は、この1年間の取組みを通じて、今こそ、バリの町づくりを加速し、これを町の活性化に結びつける機が熟したと判断をいたしました。バリの町づくりに関連した新年度の主な取組みを3点ご説明申し上げます。1つ目は、「バリの町条例」の制定です。これまで、バリ島やマス村に関連して様々な取組みを実施してまいりましたが、散発的であったため、条例を制定することで、その理念や目的を明文化し、体系的、計画的に取り組んでいくことのできる体制を整えたいと思います。また、条例を制定することで、対外的にバリの町を強くアピールできるようになることから、滞在人口・活動人口の拡大に寄与するものと考えます。条例制定に合わせて、「バリの町」を宣言し、また、友好協定を締結した9月10日を「バリの日」として定めたいと思います。2つ目は、中学生の松マス村訪問事業の新設です。昨年8月のマス村への訪問に際しては、中高生17人も訪問団に加わり、参加いただきました。参加者からも、ご家族からも大変好評であり、制度化を求めのご意見も多数いただきました。マス村との交流の次世代の担い手確保にもつながることから、令和6年度から中学3年生を対象に、希望者を毎年、マス村に訪問させる交流事業を実施していきたいと考えています。3つ目は、仮称ですが、「ジャパン・バリガムラン・フェスティバル」の開催です。これまでの取組みを通して、美郷町は、バリの町として、全国のガムラン音楽愛好者や、バリ舞踊愛好者から注目される存在となりました。また、全国で、他に例のない3種類ものガムラン楽器セットを保有する希少な自治体としての認識も広がり、県外のガムラン楽団が美郷町に集まり、合宿を行うまでになっています。こうしたことから、全国のガムラン関係者が集い、演奏し、舞踊を披露するイベントを開催したいと思います。そして、このイベントは今回限りではなく、定期開催化を図り、全国のバリガムランファンの聖地化を目指していきたいと思います。運営に当たっては、フェスティバル実行委員会を立ち上げ、日本のバリ文化研究

の第一人者である美郷町バリ文化アドバイザーの静岡文化芸術大学梅田先生を初め、これまで協力関係を築いてきたバリ関係者、町民や町内団体にも参画をいただきたいと思います。続きましてゼロカーボン農業モデルについて申し上げます。農業の町内の基幹的農業従事者は、2005年の504人から2030年には、約4分の1となる131人に大幅に減少する見込みです。また、その平均的な所得は、他の職種に比べ、十分な水準とは言えず、新規就農希望者にとっても魅力に乏しいのが現状です。こうした現状を打開するために、日本有数のシンクタンクである日本総合研究所と連携をして、ソーラーシェアリングを核に、再生可能エネルギーを最大限活用した儲かる農業と、環境に配慮した農業によるゼロカーボン農業モデルの取組みを始めます。これにより、美郷町の農業の魅力を上向きさせ、農地を守るだけにとどまらず、魅力ある農業を確立し、担い手呼び込み、育成、定着につなげていきたいと思っております。そして、就農希望者の受入れ、研修機関としてのファームサポート美郷の組織体制と運営支援を強化をし、ソーラーシェアリング設備を備えた研修施設、モデル圃場の整備などの施設を整備いたします。また、受入れに向けて、専門的な指導のもとで、栽培技術やノウハウを学ぶ農業研修制度を構築してまいりたいと思っております。子どもの成長支援について申し上げます。美郷町はこれまで、県内はもちろん、全国でもトップクラスの子育て支援策を展開し、拡充してまいりました。もちろん、その重要性は変わらず、引き続き力を入れてまいります。一方で、子育ては、子どもを育てるという名のおおりの、保護者の立場から見た言葉であり、「子育て支援」は、保護者を対象とした特に、経済的支援の色彩の強い考え方ではないかと思っております。現在の社会的風潮として、子どもを産み育てる保護者への間接的な支援に目が行きがち傾向が強く、反面、将来を担う子どもの成長を促す直接的支援の意識が相対的に希薄なのではないでしょうか。以上のことから、子育て支援一辺倒ではなく、「子育て支援のその先へ」という考え方に立ち、「子どもの成長支援」の施策を充実させていきたいと考えています。今年度から美郷町子ども未来応援金を始めました。大学へ進学する若者の2人に1人は、返済が求められる奨学金を借りていると言われ、その額も平均で300万円を超え、返済期間も10数年に及ぶという調査結果があります。成長意欲のある子どもたちが、経済的な理由で進学を諦めることのないように、子どもへの直接的な成長を支援するものとして位置づけています。こうした観点から、子どもの成長支援に関連して、3点、ご説明を申し上げます。学校給食の質向上について申し上げます。給食費につきましては、この10年間据置きとしてきましたが、新年度は、前年度比プラス96%の大幅な増額予算としています。その背景として、この数年の大幅な物価高騰も大きな要因としてありますが、それ以上に、子どもたちに、安心して新鮮な地元食材をふんだんに使い、栄養価が高くおいしい特色ある給食を、おなかいっぱい食べてもらうために、給食の質を高めて、子どもの健康や身体の成長を支援することを主な目的としています。現在、実施している美郷のおいしい日に加えて、猪鹿蝶給食や、石見ポークや地元産大豆を使ったバリ給食、石見和牛給食、ポポーや、地元産茶葉を使ったスイーツなどを検討していただいております。小中学校とも1食当たりの給食単価は県内トップとなる見込みです。また、地元食材使用比率は、もともと県内トップでありましたが、予算増額により、高水準を維持していける予定であり、県内で、最も子どもたちの給食の質にこだわる自治体となることとなります。小中学生の資格取得に対する検定料支援事業を実施いたします。対象資格につきましては、検討中ですが、英語検定、

インドネシア語検定、数学、算数検定やジュニアプログラミングなどの資格取得費用を補助し、将来役立つ能力開発を応援することで、子どもたちの興味や可能性を伸ばしていきたいと思えます。バリの町づくりでも触れましたが、中学生のマス村訪問事業を新設をします。多感な時期から、国際感覚を養っていくことは、グローバルな現代社会を生き抜いていく原動力となります。美郷町だからこそできるバリ島マス村との交流を通して、異文化を知り国際感覚を養い、子どもたちの人間的な成長や視野を広げるきっかけにしたいと思えます。これらの注力施策を推進していくために、企画推進課にバリの町室、産業振興課にゼロカーボン農業モデル推進室の2つの組織を新設いたします。また、ガムランフェスティバルに向けた実行委員会を立ち上げ、準備を進めてまいります。そして、知見やノウハウを持つ外部人材を積極的に登用、活用して、重点分野の各種施策を推進してまいりたいと思えます。続いて、3つの重点分野の取組みについて申し上げます。町民の健康長寿対策について申し上げます。美郷町では、長寿県長寿町、町民の健康長寿に向けた取組みのスローガンとして取り組んでいます。昨年発表された人口10万人当たりの100歳以上人口割合では、島根県は11年連続で全国1位となりました。その中で、美郷町は県内19市町村中第2位と、毎年1、2位をキープする全国有数の長寿県長寿町です。町民に健康で長生きしていただくため、美郷町第3次健康づくり計画を踏まえて、引き続き総合的に施策に取り組んでまいります。特に、健康診断は、健康づくりの第一歩であり、事業所や医療機関等と連携をして、受診率の向上に努めながら、その後の保健指導につなげてまいります。また、働き盛りの子育て世代の健康づくりは、子どもの健康づくりに与える影響が大きいことから、子育て世代への健康対策を強化してまいります。事業所等と連携をして、出前講座や健診時の個別指導、特定保健指導等を実施してまいります。妊娠、出産につきましては、健診や訪問などのサポートケアにより、産前産後を支援してまいります。また、引き続き無料オンライン健康相談を実施し、対象者を中学生まで拡充をして、思春期の相談に対応するなど、相談しやすい仕組みで、親子両世代の支援を図ってまいります。新型コロナへの対応につきましては、今後も、県などと連携をし、感染状況に応じて必要な情報提供や注意喚起を行ってまいります。また、ワクチン接種につきましては、季節性インフルエンザと同様の取扱いが国において決定されています。特に、高齢者の重症化予防に有効とされていることから、高齢者等のワクチン接種費用の助成を実施いたします。介護予防対策につきましては、このたび、策定いたします第9期美郷町高齢者福祉計画に基づき、連合自治会単位での住民主体の介護予防活動や、高齢者の困り事を支援する生活支援体制の整備を進めてまいります。全ての世代の方を対象に、相談、参加、地域づくりに向けた支援体制づくりに取り組む重層的支援体制整備事業では、身近な場所で、より気軽に参加、交流ができるようにいたします。認知症予防の新たな取組みとして開始いたしましたおひさまカフェは、基本会場の地域活動支援センターに加えて、地域の集会所等に出向き、実施をいたします。介護予防では、にこにこ健康教室、はつらつクラブを実施し、また、水中運動教室では、脳トレ的なリクレーションを取り入れ、多くの要望を踏まえ、回数を1日2回開催としています。今後もニーズを踏まえて、内容を充実させてまいります。また、地域が主体的に高齢者をサポートする事業、生活支援事業につきましても、その推進を図ってまいります。現在実施されている3地域に加え、新たに2地域での実施の検討を進めています。必要な情報提供や助言などを行い、実施に向けた支援を行ってまいりま

す。安全安心な町づくりについて申し上げます。江の川の治水対策につきましては、令和3年度から10年間で250億円の過去最大規模の国家予算配分が決められ、令和4年3月末には、国、県、沿線市町により、治水とまちづくりの連携計画、江の川中下流域マスタープランが決定しています。港地区防災集団移転促進につきましては、これまで進めてまいりました事業の仕上げの年となります。港地区の皆様が、計画どおり、年内に移転完了し、新しい家で、新年を迎えられるよう、引き続き着実に進めてまいりたいと思います。潮上地区の堤防整備につきましても、予算が配分され、間もなく国による地質調査への事業着手が予定されています。他の地域の治水対策につきましても、進展していくよう、引き続き、国、県等々と密に連携を図ってまいります。また、治山、砂防、急傾斜地、地滑り等の防災対策についても、国、県へ事業の採択、実施を強く働きかけてまいります。また、防災重点ため池については、奥山ため池の廃止工事別府乙原地区の廃止調査設計を予定しており、地域と協議をしながら進めてまいります。そして、災害対応力の強化につきましても、引き続き注力して取り組んでまいります。新技術を積極的に活用し、デジタル版ハザードマップなど、防災情報の充実や、災害情報のリアルタイム、一元的な情報収集の仕組みづくり、マイナンバーカード等を利用した避難所の運営効率化と対策本部の連携強化、また、県と連携した備蓄品の充実を進めてまいります。内水対策については、想定地区への整備が完了しました排水用ポンプの有効活用や県に配備をいただいたポンプ車などと組合せた機動的な運用を図っていくため、引き続き水防団や関係機関等連携強化に努めてまいります。また、都賀本郷地域を対象地区に国土交通省浜田河川国道事務所と連携をし、今後の内水対策に向けた要因整理や対策検討を進めてまいります。そして、防災対策として何よりも重要となる地域、町民の方に、普段から災害に備え、命を守るために、早めの行動をとっていただくために、地域の防災力の強化にも注力してまいります。全地域での地区防災計画の策定を目指して取り組みを一層進め、古河電気工業株式会社と連携した住民ワークショップや計画策定の支援のほか、デジタル版ハザードマップなどの防災情報の活用、防災士の研修、連携等を進めてまいります。デジタルトランスフォーメーションの推進について申し上げます。美郷町は、典型的な中山間地域であり、人口減少に起因して、様々な課題が深刻化している課題先進地です。また、社会情勢の変化により、町民ニーズの多様化してきています。子育て、教育、医療、福祉等の様々な分野の不便を和らげ、効率的にサービスを提供していくためには、DXの活用がその鍵となります。また、単に新技術を導入するだけでなく、高齢者等のデジタルに不慣れな方も、できるだけデジタルを意識せず、抵抗感を持つことなくICTとアナログを融合したサービスが受けられることを目指し、部署を横断して、積極的に検討、活用を図ってまいります。令和5年度に国のデジタル田園都市国家構想推進交付金が採択をされた美郷町デジアナ構想では、マイナンバーカードを持ち歩くことで、暮らしが便利になる町を目指しています。これまで、健康増進、子どもの見守り、バス券のマイナンバーカード活用、避難場受付の簡素化等の4つの事業の準備を進めてまいりました。令和6年度には、これらのサービスの開始を予定しており、最終の詰めとともに、地域説明会などで、町民へ周知をし、事業推進を図ってまいります。また、マイナンバーカードの交付率は、昨年12月末時点で81.6%となり、全国平均の73%、島根県平均の76.3%を上回っています。以前は、そうした平均を下回っていましたが、中高生サポート隊など、町独自の取り組みで、交付率を大幅に伸ばして

まいりました。今後、健康保険証や運転免許証など、ますます利用の場面が増えることが予定されており、引き続き、交付推進にも取り組んでまいります。行政手続については、町民に身近な手続を中心に、オンライン申請化を進めており、子育て、介護関連に加え、各種検診等の申込みや、放課後児童クラブの利用申請、子ども未来応援金等の各種給付金申請などで既に実施をしています。曜日や時間にとらわれず、様々な手続が簡単に行えるよう、オンライン手続の種類を拡大し、引き続き利便性の向上を図ってまいります。情報発信について申し上げます。美郷町の公式LINEは、昨年2月にお友達登録者数が、町の人口を超え、以降も順調に増加しています。2月5日時点で、町の人口の約2倍の8363人となり、人口比で全国自治体第4位の多さとなっています。また、新たな取組みとして、SNSの1つである「note」での情報発信も開始をしています。令和6年度には、自治会からのお知らせをLINEで通知する仕組みの導入を検討しています。SNSを活用して、地域や年齢等の属性に応じた情報など、ターゲットニーズを踏まえて、戦略的に情報発信に取り組んでまいります。交通対策について申し上げます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、関係機関で構成する美郷町地域公共交通協議会を設置して、地域公共交通計画の策定を進めています。今後、この計画に基づき、通学や通院、買物等での公共交通利用者の利便性を考慮し、地域の交通事業者と連携をしながら、住民に身近な生活交通の維持、構築に取り組んでまいります。また、生活交通の維持に加えて、幹線道路への移動、区域内移動等も課題となっています。その解決に大きく役立つと考えられる自動運転については、技術開発や制度検討が急ピッチで進んでいます。令和6年度には、国の補助金を活用した小型バス自動運転の実証実験を計画しており、実現性等の検証検討を行いたいと考えています。脱炭素の町づくりについて申し上げます。美郷町では、環境省に選定された地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業を活用して、全国トップクラスの町民、事業者向けの様々な補助制度を実施しており、これまで、高効率空調90件、太陽光発電36件など、数多くの利用をいただいています。特に電気自動車については、全国トップクラスの普及率となっています。昨年12月末時点で、町内32台、人口1万人あたりに直しますと、普及数では約77台となり、全国平均約18台、都道府県でトップの岐阜県の約38倍と比べて大きく上回っている実績となっています。また、美郷町の補助制度の特徴である電気自動車を避難所等の電源確保に協力いただく災害時協力協定は、全国から注目を集めています。この度、環境省が作成される地域主導の再エネ地域脱炭素に関する取組事例集で、先進的な取組みとして紹介をされる予定です。充実した先駆的な補助メニューの利用促進を図り、新しい時代に応じた環境に優しい快適な暮らしを町民に提供し、脱炭素のフロントランナーとして積極的に取り組んでまいります。地域活動の支援等について申し上げます。13連合自治会が策定をされている地域主体で持続可能な地域づくりに取り組む地域コミュニティ計画後期計画は、4年目に入ります。新型コロナの5類移行を受けて、地域の活動は、コロナ禍以前へと戻りつつあり、コロナ禍の間、出来なかった地域課題への対応や、活性化に向けた取組みは今後進んでいくものと考えています。県等と連携をしながら、町民が協力し合った地域の主体的な取組みを支援してまいります。また、都賀・長藤地区で、議論、合意形成をしてこられた都賀・長藤地区の公民館について、その整備に着手をいたします。地域づくり、町外との交流など、公民館やコミュニティ施設といった制度的な枠組みにとらわれず、4地域が連携をして、主体的に地域

運営に取り組む拠点施設として整備を進めてまいります。2つ目の重点分野の人口減少対策について申し上げます。町の将来にとって、一丁目一番地の課題であり、若者の流入を最重要課題として、直接的な人口増加施策である移住定住対策を講じることに加えて、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。一方、移住定住対策と並行して、町外に住みながら、美郷町に関心を持ち、町の活性化に寄与する活動人口や繰り返し町を訪れる滞在人口を増やし、それを循環させていく取り組みが極めて重要と考えています。令和5年の島根の人口移動と推計人口で11年ぶりに社会増となりました。この流れが定着していくよう、引き続き、移住・定住対策と活動人口、滞在人口の拡大に力を入れていきたいと思っております。移住・定住対策について申し上げます。子育て支援について申し上げます。先ほど、子どもの成長支援について申し上げましたが、従来から実施している子育て支援策につきましても、重要な移住定住対策の一つとして、引き続き充実したメニューを取りそろえ、力を入れてまいります。具体的には、保育料、保育所給食費の無料化、小中学校の無料送迎スクールバス、放課後児童クラブの利用無料化、出生時から中学校卒業までの子どもの医療費無料化、高校生までのインフルエンザ予防接種無料化、不妊治療費の助成、子の誕生の際の定住ポイント付与などの経済的支援に加えて、子育て世代を支援するため、産前産後サポート、スマホを活用したオンライン相談、保育所や学校と連携した発達相談などを引き続き行ってまいります。また、子ども家庭庁が昨年12月に策定した子ども大綱に基づき、美郷町子ども計画の策定を進めてまいります。子どもの視点からの意見、考えを反映した計画の策定に努め、全ての子どもが明るい未来を描ける環境づくりを、関係機関と連携して進めてまいります。定住ポイント制度につきましても、ニーズに応じた内容の充実と、移住検討者へのPR強化を行ってまいります。子育ても含めた美郷町での暮らしを支援する特徴的な事業であり、転入、就職、結婚、出産等のライフステージの節目でポイントを付与し、町民、移住者の暮らしを支援をしています。令和3、4年度の2年間で102件もの多くの申請をいただいています。また、有資格者ポイントでは、看護師、介護福祉士、ケアマネジャーに加えて、運転士確保のため、大型2種免許取得者を新たに対象とし、5年間で100万ポイントを付与し、町内で不足するエッセンシャルワーカーの人手不足の解消にもつなげてまいります。「みさとと。サステナブルハウス、自然の恵みと暮らす家」について申し上げます。これまでの安い家賃で住める家を提供する制度から進化をさせ、美郷町だからこそ可能なサステナブルな暮らしが実現できる制度と位置づけ、公営住宅としては例を見ないこだわりの住宅の建設を今年度から進めています。浜原地域に建設中の5棟には、令和6年4月から5世帯の入居を予定しています。令和6年度は、浜原と都賀西地域に8棟の建設を計画しています。地方回帰の流れに加えて、サステナブルな暮らしを志向する方が増えています。こうした層を主なターゲットとして、PRをさらに工夫し、第3次募集を4月から開始する予定です。また、住まい確保対策については、定住に向けた住宅を新築するための土地の購入と、新築費用、空き家問題対策と住みたい場所を幅広く選択できるよう空き家解体費用の3つの補助をパッケージ化し、さらに、UIターン者向けに子どもの数、転入などに応じて加算する美郷充実暮らし事業や、民間主体の住宅整備を促進する民間賃貸住宅建設支援事業を引き続き推進してまいります。みさと充実暮らし事業では、令和4、5年度で12件の実績を見込み、また、民間賃貸住宅建設支援事業では、3棟20戸が整備をされており、そ

の推進により、移住・定住者の住まい確保を図ってまいります。新たな人の流れづくりについて申し上げます。まず、移住・定住情報の発信力強化を図ってまいります。令和5年度に庁内横断プロジェクトチームを設けて、移住定住情報のウェブ情報発信の検討を行ってきました。移住を考える人たちは、ウェブでの情報収集から行動開始をすることがほとんどです。そこで、美郷町が移住先候補に入れていただくためには、まず、美郷町の移住・定住情報を知ってもらい関心を持ってもらうことがスタートとなります。また、美郷町への移住を検討してくれそうな層に訴求していくことも重要です。ターゲットとなる層に移住後の暮らしのイメージなど、移住希望者が求める情報を知ることが出来、また、町の魅力を伝えることができるよう、美郷町ホームページの移住・定住関連コーナーをリニューアルをしたいと思います。次に、「大人の山留学」です。令和5年度は、1人の山留学生を受入れ、バリに関連した仕事をしながら、美郷町の暮らしを体験してもらい、今後、移住をいただける予定となっています。町の取組みに携わりながら、暮らしを体験するライトなお試し移住として、「美肌県美肌町」、「カヌー振興」、「バリ島交流」、「移住・定住PR」の4つの分野で実施をしてまいります。そして、サテライトオフィスです。サテライトオフィス「みさと。ネスト」はほぼ満室状態が続き、新たな利用、問合せもいただいております。テレワークやワーケーションの需要をしっかりと取り組むことができています。それらの普及により、ニーズが高まっており、新たなサテライトオフィスの整備を検討しています。内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプ、地方創生テレワーク型に応募しており、その採択を受けた場合には、補正予算を提出させていただき、新たに整備を行っていきたいと考えています。また、リモートワークの普及により、転職することなく、自分の住みたい地域に移住することができる転職なき移住モニター制度につきましても、庁内横断プロジェクトチームで引き続き検討してまいります。次に、滞在人口、活動人口の拡大について申し上げます。移住・定住に至らなくても、二拠点生活やワーケーション、来町などで、美郷町に訪れ、滞在する人が増えることで、直接的な経済的恩恵はもちろん地域活力の向上、地域活性化につながると考えています。やみくもに不特定多数の人をターゲットとするのではなく、美郷町の持つ強みに興味、関心を持ち、集まってくる人や企業をターゲットとして、取組みを進めていくことで、美郷町でしか実現することの出来ない活動人口、滞在人口を生み出していきたいと思っております。美郷バレー構想について申し上げます。鳥獣害対策版シリコンバレーを目指す美郷バレー構想は、着実に進展をし、新たなステージへ移ってきています。今年2月には、邑智郡森林組合が加わり、12の企業団体、自治体との連携となりました。シカ対策や、林業振興が新たに研究活動分野として加わり、美郷バレーの真骨頂である産官学民の力を結集して、地域課題から、新たな創造を生むピンチをチャンスに変える他には真似出来ない取組みが次々と実現しつつあります。美郷町の勝ち残りに向けて取組みを加速し、滞在人口や活動人口の拡大につなげ、新たな人の流れを生み出す知による知の誘致から、知による人の誘致に取り組んでいきたいと思っております。麻布大学フィールドワークセンター関連の取組みについて申し上げます。町の最重要課題である人口減少対策のため、滞在人口、活動人口拡大の取組みに力を入れており、中でもフィールドワークセンター関連の取組みは、その柱と考えています。県、関係機関と連携を強化し、一層注力して取り組んでまいります。新型コロナウイルス5類移行後、麻布大学の教職員、学生の滞在は飛躍的に伸びています。令和4年

4月から令和5年1月までの宿泊、95泊に対して、令和5年4月から令和6年1月までの宿泊は317泊と3倍以上となり、飲食施設利用など、町内購買率も78%から93%にまで伸びており、大きな経済効果をもたらしています。また、この宿泊滞在の増加に伴って、地域や町民との交流も活発化しています。そして、美郷町で研究をした麻布大学生が、卒業後に地域おこし協力隊として、移住をしてきていただくなど、活動人口、滞在人口から移住につながる好循環も生まれてきています。農村調査実習、動植物調査などの調査実習プログラムを充実させ、また、シカ対策の取組み等で、教育研究フィールドとしての質と魅力を高めて、教職員、学生を積極的に受入れ、また、食品生命科学科など、新たな学科の研修受入れも進めてまいります。こうした滞在増加を通じて、地域、町民との交流を深め、活性化に結びつけていきたいと思いをします。また、麻布大学では、令和6年4月に、中国地方の大学にはない愛玩動物看護師を養成する獣医保健看護学科を新設されます。県内高校生の進路選択の幅が広がり、センターの活性化につながるものでもあり、県内高校へ積極的にPRをしてまいります。そして、高大連携についても一層強化して取り組んでまいります。一昨年、昨年と2年続けて、県立高等学校校長会の視察研修がセンターで行われ、全ての県内公立高校の校長先生が、センターを視察され、その際には、県の関係部署の幹部の方も出席をいただいています。周辺の高校では、探究学習、地域総合学習など、授業カリキュラムでのセンター利用が定着してきており、高校と麻布大学とのつながりも深まっています。また、昨年10月には、島根県議会総務委員会の県議会議員の皆様が、麻布大学本学を訪問され、町や県との連携について調査をされています。県内の高校、高校生の関心を高めていくよう県等と連携をし、島根県第3の大学としての取組みを進めてまいります。続いて、美郷バレー連携企業等の活動について申し上げます。美郷町をフィールドとした活動は、それぞれの知見を十分に発揮した連携が進み、ますます活発化しており、鳥獣害対策にとどまらない町の課題解決や町の魅力の向上につながっています。今後さらに連携した取組みを加速してまいります。来町者、滞在者の増加による町内の飲食、宿泊、特産品等の消費増加に加えて、町外での特産品販路の確立、拡大等の経済効果も高まっています。ドローンの活用につきましても、古河電気工業株式会社、邑智郡森林組合、タイガー株式会社等と連携をし、林業分野での苗木運搬の大型ドローンの実用化、シカ対策でのドローンの活用の検討、災害時の物資輸送の実証などの取組みを進めてまいります。また、農業分野への応用など、それらの成果を他分野へ波及していくようにも取り組んでまいりたいと思いをします。神奈川県大磯町とは、産直みさと市を通じた大磯コネクトとの特産品、農産加工品等の取引が活発化をし、取扱い商品は10品目に増えています。都市圏の消費者ニーズを踏まえ、取引量や品目の拡大、売上げ増加を図り、町内事業者の生産意欲の向上を図ってまいりたいと思いをします。兵庫県丹波篠山市とは、イノシシの豚熱感染対策の情報提供や、クマの餌になる放置柿対策などで情報交換を密に行っており、双方のノウハウを活かした取組みを検討しています。また、株式会社テザックとは、鳥害対策用部材の研究開発に取り組んでおります。シカ、サル等の防護柵のワイヤーメッシュ接続部材になる新たな電線支持具の開発を進めてきており、今年1月に特許庁に意匠登録を出願しています。美郷バレーキャラバンを通じて、これらの周知、普及を図り、鳥獣害対策の課題解決につなげてまいります。そして、新たな取組みのシカ対策、林業振興について申し上げます。2月7日に町、邑智郡森林組合とタイガー株式会社で、シカ対策等を初めとする林

業振興を通じた地域振興の包括連携協定を締結をいたしました。島根県側の中国山地でのシカの生息域や個体密度の拡大による林業被害や、崩土の自然災害の発生などの問題が予想される中で、鳥獣害対策や山くじらブランド創出で培ったノウハウを活かして、山くじらに続くブランド化と林業振興を図る、ピンチをチャンスに変えていく取り組みです。人材育成や供給体制づくりに取り組み、動物公園の飼育ライオンへの屠体給餌新たな名物としてのシカ料理メニューの開発や、学校給食への提供等を実施してまいります。そして環境エンリッチメントへの貢献と、未利用資源をビジネスチャンスとする美郷バレーの新たな取り組みとして、地域振興と活動人口・滞在人口の拡大につなげてまいりたいと思います。また、今年10月には山くじらフォーラムの開催を計画しています。シカ対策等の新たな取り組みもテーマに加え、美郷町の勝ち残りをかけた最重要戦略である美郷バレー構想の進展を全国に発信することに加えて、滞在人口、活動人口の一層の拡大につなげてまいりたいと思います。「カヌーの町」づくりについて申し上げます。2025年インターハイと、2030年島根かみあり国民スポーツ大会の会場となる敷地内に建設中のカヌー艇庫と邑智中学校、島根中央高校のカヌー部部室を兼ねる大会本部施設は、秋口に完成を予定しています。施設完成後の11月には、西日本のジュニアから、大学生までの選手を対象としたインターハイプレ大会を計画しています。建設と並行して、島根県カヌー協会、みさとカヌークラブなどと連携をして、これらの大会の準備を進めてまいります。大会ボランティアの募集、講習会やSNSでの情報発信等により、大会への機運醸成や、町内外のカヌーファンや応援者の拡大を図ってまいります。また、ジュニア・競技者の育成に向けても取り組んでまいります。この施設整備と大会開催を通じて、全国から多様な競技者が集まってくるカヌーの町づくりに向けて、関係機関と密に連携をし、町が一体となった取り組みを進めてまいりたいと思います。観光振興について申し上げます。新型コロナの5類移行後、来町者や宿泊者が増加しており、滞在人口の拡大を図るチャンスが訪れています。来町者に楽しんでいただけるように、雲海、神楽、温泉など美郷町ならではの観光コンテンツを磨き、また、PRを強化し、滞在人口の拡大につなげていきたいと思います。田之原の流れる雲海、両国おろしは、町の新名所となり、シーズンには多くの人を訪れるようになっていきます。また、雲海予報は、前シーズンは、4800回以上閲覧をされ、令和3年3月の開設以来の閲覧数は4万5000回を超えています。シーズンを重ねるごとに閲覧数が増加し、訪問者も増加をしています。トイレの設置や、眺望確保のための木の伐採など、展望台の環境整備とともに、町観光協会などと連携をして、魅力のPRを強化してまいります。神楽については、町内神楽団の活動も本格的に再開をされ、町外出演も行われるようになっていきます。昨年、バリ島マス原友好協定30周年記念事業で披露された神楽とガムランの創作共演目「八岐大蛇」は、町内外から大きな反響をいただきました。令和6年度は、美郷町神楽共演大会の開催が検討されており、町内神楽団に加えて、近隣へも参加を呼びかけて、魅力発信を強化していきたいと考えています。また、商標登録をされている「美肌県美肌町」のキャッチフレーズを活かし、千原温泉などの温泉を初め、山くじら肉やどぶろくなど、美肌コンテンツとしての切り口でのPRを強化してまいります。「みさと。ブランディング」による観光案内看板につきましても、カヌー競技場等の主要施設や、バリの町といった美郷町ならではの魅力が、訪問者に伝わるよう整備をしてまいります。そして、広島広域都市圏構想参画や広島市己斐地区との交流、広島マツダスタジアムで

の広島カープ戦で実施をしている、わがまち魅力発信隊なども通じて、広島方面へのPRも一層強化してまいりたいと思います。ふるさと納税については、令和4年度は、過去最高の約4500万円のご寄附をいただき、また、企業版ふるさと納税については、令和5年度は、これまで3社から500万円のご寄附をいただいています。令和6年度は、美郷町への訪問者が、その場で、気軽にふるさと納税を行うことができる旅先納税サービスを開始いたします。旅先納税サービスへの事業者の参加促進や、企業版ふるさと納税先としての魅力向上を図るとともに、引き続き魅力ある返礼品の開発・登録やPRに取り組んでまいります。また、出身者会との交流に加えて、町外在住の町出身若者世代とつながる取組みも実施してまいります。町内経済の活性化については、美郷町商業活性化・賑わい創出事業や町の強みを活かしたビジネス展開や、町内事業者の事業展開の支援により、将来への布石を打つ施策を具体化させてまいります。町全体の商工業活性化・賑わい創出につなげていくための美郷町商業活性化・賑わい創出事業について申し上げます。昨年秋に、基本構想を踏まえて、施設のゾーニング等を示す基本計画を策定しました。「商工業を通じた人々の交流・集いを創出する拠点づくり」を基本理念に、「飲食のできる店舗・スペースの確保（美郷とみんなの台所）」「地産地消の実現・住民生活の基盤となる小売商業店舗の充実（美郷で選ぶ、揃う地産地消）」、「神楽などの伝統文化やバリ文化といった美郷町の魅力を発信する拠点整備（美郷を知る、感じる）」の3つのテーマに応じたエリアを設定し、基本設計に向けた準備を進めています。令和6年度には、施設の詳細設計、運営体制の検討を行い、また、美郷町商工会では、テナント事業者の募集を実施をされる予定であり、令和7年度の建設着手に向けて準備を進めてまいります。町の強みを活かしたビジネス創出事業者支援等について申し上げます。「みさとと。ビジネスプランコンテスト」による町の強みを活かしたユニークなビジネスを実現しようとする事業者や地域商工業等支援事業による町内事業者の意欲的な取組みを支援してまいります。ビジネスプランコンテスト令和3年度受賞者の「シンク・ア・フェーズ株式会社」は、バリをテーマにバリ風串焼き等の特産品や、旅行商品の開発に取り組んでおられ、昨年のバリ島マス村友好協定30周年事業での情報発信など、町との連携も深まっています。令和5年度受賞者の「株式会社アグリベスト」は、ソーラーシェアリングによる榊の栽培、栗原望さんは、「長寿県長寿町」をコンセプトとしたイーコマースの開始に向けて準備を進められています。地域商工業支援事業では、空き店舗等を利活用した企業や異分野進出、開業・起業や特産品開発、事業継続等の町内事業者の意欲的な取組みを幅広く支援してまいります。また、「みさとと。PAY」カードの利活用促進も引き続き取り組んでまいります。一昨年、昨年と続けて実施をいたしました「美郷まるごと半額祭り」では、コロナ禍で冷え込んでいた町内消費の活性化や、町外からの外貨獲得、カードの利用掘り起こしに大きな効果がありました。令和6年度は、支払手続のアプリ化によって、店舗と消費者の利便性の向上を図り、また、マイナンバーカードと連携した健康診断受診者や介護予防教室参加者へのポイント付与を実施し、町民の健康づくりにも役立ててまいります。今後も、美郷町商工会と連携をして、利用店舗の拡大やPRに取り組む、消費の町内循環やの町外の消費取り込み等を図ってまいります。農業振興について申し上げます。リースハウス事業者については、新規就農者の定着や、栽培技術、収益の向上を図るため、専門農業普及員によるきめ細かな指導、支援を行ってまいります。また、担い手不足対策では、集落営農組織化、広域化

も並行して取り組んでまいります。現在 22 の集落で組織化をされており、令和 6 年度は、1 集落の組織化を計画しています。可能な地域においては、組織化、広域化を支援してまいります。そして、耕作放棄地対策として、作付けを推進をしている三瓶在来種のソバにつきましては、作付面積はこれまで約 23 ヘクタールと順調に拡大をしており、販路も増えつつあります。栽培技術の指導などを通じた収量増加や、販路拡大の支援に取り組んでまいります。畜産振興について申し上げます。飼料価格の高騰に加えて、子牛価格の下落が続いており、畜産農家にとっては厳しい状況が続いています。令和 4 年度と令和 5 年度は、飼料高騰や、出荷した子牛の頭数に対する支援を実施しました。令和 6 年度は、新たな支援策として、地元産の雌牛を、郡内肥育事業者が導入した場合に助成を行う地元産肥育牛導入支援事業を実施いたします。施設・機械の整備や繁殖雌牛の導入、予防接種等の補助に加えて、町内の畜産経営の継続を支援してまいります。次に、インフラ整備等の各分野の取組みについて申し上げます。国道・県道について申し上げます。国道 375 号については、湯抱 2 工区粕渕工区の改良が進められ、また、響谷から道の駅までの長藤工区では、歩道整備が進められます。県道については、川本波多線は、竹工区が昨年完成をし、多田から港工区では、江の川の左岸側で盛土工事が行われる予定です。また、別府川本線の地頭所港工区は、地頭所地内で拡幅工事が進められ、港地内では、家屋移転が行われる予定です。これらの着実な推進に向けて、引き続き県に働きかけてまいります。また、国道 375 号の長藤地内の未改良区間と、川本波多線の高畑地内の冠水対策等について、引き続き、早期事業化を要望してまいります。町道等について申し上げます。町道については、継続事業である都賀行宮内線、滝原下線、吾郷浜原線の拡幅改良、上川戸粕渕線の落石対策、生活関連道路の三反谷線の整備を計画しています。また、新規事業として、生活関連道路の奥山支線の拡幅改良を計画しています。橋梁については引き続き、道路法に基づく点検や必要な箇所の修繕を実施し、長寿命化を図ってまいります。上下水道事業について申し上げます。両事業ともに公営企業会計に移行し、将来にわたり継続していくよう経営努力を続けてまいります。簡易水道事業については、継続事業の比之宮地域簡易水道施設の改良を進め、また、老朽化した施設の維持管理に努めてまいります。上下水道事業については、令和 5 年度から着手している固定式脱水機への更新を進め、今後のコスト削減を図ってまいります。林業について申し上げます。森林環境譲与税を積極的に活用して、森林整備の促進や、林業従事者の担い手確保、育成等に取り組んでまいります。基盤づくりでは、木材搬出のための林道大野線と、河木谷線の側溝水路の設置他、県専用道ロクロ谷石見線の開設工事の継続や、森林作業道の維持、開設等といった従来の木材利用に向けた路網整備を引き続き進めてまいります。林業従事者の担い手・人材確保育成では、林業従事者の労働条件、就労環境の改善を支援するとともに、人材確保に向けた様々な場での PR 等を、美郷町林業推進協議会と連携をして取り組んでまいります。コミュニティースクールについて申し上げます。令和 5 年 4 月から、邑智、大和、両地域にそれぞれ、学校運営協議会、コミュニティースクールを設置し、2 人の地域学校協働推進委員を委嘱しています。令和 5 年度には、それぞれ 3 回の協議会を開催をし、学校と地域が力を合わせた学校運営の仕組みづくりに取り組み始めています。こうした取組みを通じて、大和小学校の低学年だけの登校班に対する地域の方の見守り活動が新たに実施をされています。子どもたちのふるさと美郷の愛着を高めるためにも、学校と地域が一緒にできることをとも

に考えながら進めてまいりたいと思います。人権問題への取組みについて申し上げます。社会情勢等の変化により、インターネットによる人権侵害を初め、多様な性に関する事、人権ハラスメントなど、新たな分野の課題が顕在化しています。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、関係機関と連携して、教育、啓発に取り組んでまいります。これらのほか、総合計画などの各種計画等に基づく施策について着実な推進に努めてまいります。令和6年度の予算の概要について申し上げます。守りから攻めへ転じるべき年の予算として、積極的に施策を推進するための予算編成を行いました。財源については、国、県等の様々な補助金や、より有利な地方債の活用を努め、また、基金も十分に活用して編成をいたしました。一般会計総額については、74億4600万円で、前年度の77億8900万円と比較し、3億4300万円、4.4%の減となっています。なお、令和5年度当初予算は、特殊要因として、カヌー競技会場整備事業の9億6300万円を含んでおり、これを除いて比較すると、約6億2000万円の増となります。また、特別会計は4会計で合計約9億8900万円です。全会計における3つの重点分野の取組みに係る予算額は約17億5700万円。長期総合計画の施策展開に係る予算額は約53億600万円です。主な歳入については、普通交付税で5000万円、特別交付税で4000万円の増額を見込み、臨時財政対策債を含む地方交付税の総額は、前年度比8200万円増額の35億3400万円を見込んでいます。地方債は、前年度比約7億2200万円の減額の合計約10億5800万円であり、基金は、財政調整基金4億2000万円、減債基金6700万、特定目的基金2億970万円の計6億9670万円を繰入れています。主な歳出につきましては、ゼロカーボン農業モデル推進事業、ファミリー向け移住住宅建設事業、公民館整備事業、商業活性化・賑わい創出事業や、バリの町推進事業、インターハイプレ大会等のカヌー振興関係の事業等を予定しています。邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合等の一部事務組合負担金や、公営企業会計への繰出金については、引き続き当該機関や構成市町とともに、安定的経営に努めてまいります。攻めるべきときには、積極的に財政出動しながらも、中長期的な視野を持って財政運営に努めてまいります。コロナ禍が明け地域に活気が戻り、町外との往来や交流も活発になっています。また、町の活性化のために蒔いてきた種から幾つも芽が出始め、大きく花開く期待が膨らんでいます。そして、町の様々な課題の根本原因となっている人口減少についても、明るい兆しが見え始めています。今こそ、守りから攻めへ転じるべき年として、新年度の町政運営に積極果敢に取り組んでまいりたいと思います。決められた未来など、どこにもありません。もちろん、何もしなければ望むような未来はやってきません。ましてや、「この先どうせ人口減少が続く」、「奇跡が起こらない」、「阻止出来ない」など、知恵を絞ったり汗をかいたりしようともせずに、ネガティブ思考の主張を繰り返す人の中には、決して明るい未来はやってきません。未来は、意思を持ってつくっていくものです。氷河期に生き残ったのは、当時最強の恐竜ではなく、環境変化に適応した少数の生き物たちです。「アニマル・スピリッツ」を発揮して、しなやかに、最新かつ大胆に美郷町の未来を切り開いていく所存です。町民、議会関係の皆様と力を合わせて、未来志向で取り組んでまいります。皆様の格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。諸議案につきましては、後ほど担当課長から説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

●原議長

町長の施政方針が終わりました。
ここで、11時まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時47分)
(再開 午前 11時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第5、議案の上程、説明を議題いたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案6件、予算案7件、一般事件8件の計21件でございます。

議案第3号から議案第23号までの21議案を一括上程いたします。

初めに、議案第3号から議案第8号までの条例案6件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたします。

上程いただきました議案第3号の条例について、概要をご説明申し上げます。この条例は、委員等の報酬と費用弁償について改定を行うものです。委員等の費用弁償、報酬につきましては、他団体の状況や、その職務、責任等を踏まえて決定するのが基本的な方法でございます。このため、県内町村の状況調査を行い、平均な水準等を算出して、比較検討を行っております。また、執行機関である教育委員、監査委員等の法定委員等に、それらを示し、意見聴取を行っております。なお、監査委員の報酬については、島根県町村監査委員協議会から要望書が、複数回提出されていることを申し添えます。これに加えまして、これら以外の他の委員についても、所管部署に意見照会をしております。これらを踏まえまして、このたび報酬と費用弁償を改正するものです。報酬は、教育委員と監査委員、一般的な委員等を改定し、また、費用弁償は、町内と周辺地域の日当部分を改定いたします。新旧対照表1ページ目をごらんください。費用弁償につきましては、第3条2項、報酬に関しては、別表を改正いたします。第3条2項の改正による費用弁償の改定について申し上げます。費用弁償については、美郷町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の関連規定を準用しており、このたびの改定のため、必要な修正を行う読替えを行うよう規定を整理いたします。これにより、町内また、町に隣接する県内と県外の地域の日当は、現在の3000円の半額1500円になります。ご参考として、新旧対照表の2ページ目に、委員等の費用弁償について読み替える議員の報酬、費用弁償等条例の別表の関連部分を記載しております。次に、別表の改正による報酬の改定について申し上げます。まず、教育委員の月額を1万4500円から1万6000円とします。次に、監査委員については、年額を日額とし、識見委員は1万円、議会選出委員は8000円といたします。次に、最下段の表中に、具体名称を規定していない、いわゆる一般的な委員につきましては、日額5200円を5700円とし、新たに委員長の区分

を設けて、その責任度合い等を踏まえて、その額を 6200 円といたします。また、改定前の額が一般的な委員と同じ新エネルギー推進委員会の委員も日額なら 5700 円といたします。そして、この図、改正後の条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日です。冒頭に申し上げました改定に当たっての考え方について、少し補足いたします。費用弁償につきましては、美郷町の場合、町内や隣接する県内、県外の地域については、委員等は、日当が支給されています。県内調査の結果、この取扱いは、他団体もほぼ同様です。また、日当の額は、美郷町は、町内、県内、県外とも 3000 円ですが、県内調査をもとに整理いたしますと、町内の場合の平均的な水準は、おおむね 1500 円程度であり、これは、美郷町の現在の日当の額の約半額に相当するものです。これらの報酬、費用弁償につきましては、今後も、適宜、状況調査等を行い、必要な場合は、改定を行う考えであることを申し添えます。以上で、議案第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、議案第 4 号、バリの町条例案について、まず私の方からその趣旨と概要を説明いたします。令和 5 年度は、バリ島マス村との友好協定 30 周年を記念して、マス村公式訪問 30 周年記念式典「バリとみさとと。まつり」を初め、1 年間を通して、様々な事業を実施してまいりました。これらの事業や地域行事のバリ関連イベントには、たくさんの町民に参加していただき、楽しんでいただくなど、バリ文化は町民に広く深く浸透してきています。また、町外、県外のバリ島ファンやバリ関係者がたくさん来町したり、バリ関係の人脈がつながったりするなど、全国のバリ島ファンや、ガムラン愛好者の間で、バリの町美郷町の認知度は飛躍的に高まっています。こうしたことを踏まえ、今こそ、バリの町づくりを加速し、それを町の活性化に結びつける機運が高まっていると考えています。これまで、バリ島やマス村に関連して様々な取組みを実施してきましたが、散発的、単発的な面があったため、条例を制定することで、理念や目的を明文化をし、体系的、計画的に取り組んでいくことのできる体制を整えたいと思います。また、条例を制定することで、対外的にバリの町を強くアピールできるようになることから、滞在人口・活動人口の拡大に寄与するものと考えます。条例制定にあわせて、バリの町を宣言し、また、友好協定を締結した 9 月 10 日をバリの日として定めたいと思います。条例案前文に、理念、趣旨をまとめていますので、読み上げさせていただきます。私たちの美郷町は、神楽や地域行事などの伝統芸能、山くじらや鮎といった食など、「地域に根差した文化を楽しむ心豊かな町」であり、そうした暮らしを通して培われてきた、「人と人との結びつきを大切にする町」です。そして、神楽に代表されるように、頑なに伝統を守るのではなく、柔軟に、新たな創造を加えて、地域文化を進化させてきました。このような特質的な風土により、美郷町らしい町の活気が生み出されてきました。1993 年、平成 5 年に友好姉妹都市提携を結んだバリ島マス村も、ガムランや舞踊、祭り、工芸品などの地域文化と、地域住民の連帯を大切にす美郷町と相通じる価値観を持つ村です。これまで美郷町とマス村は、草の根の交流を続け、お互いの文化を理解し、親しみ、友好の絆を深めてきました。そして、マス村を含むバリ島の伝統文化芸術は、西洋芸術との融合を初め、伝統を大切にしながらも、常に創造され、洗練され、世

界中の人々を引きつけてきました。美郷町と親和性の高い気風を持つバリ島の文化を積極的に楽しみ、また、バリ島の文化を愛好する多様な人たちと、結びつきの輪を広げ、強化する取組み、すなわち「バリの町」づくりを進めていくことは、美郷町の良さをさらに引き出し、新たな活気を生み出していくことにつながります。私たちは、「バリの町」を宣言し、物質的な豊かさを超えた創造性に富んだ心豊かな町の創造を目指して、この条例を制定します。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

続きまして、私から、条例の構成についてご説明いたします。第1条では、町民及び関係者等が連携、協力して、バリの町づくりに取り組むことで、町の活性化を図り、創造性に富んだ心豊かな町の創造を目指すことを目的として定めています。第2条では、条例中で使用する用語の定義を定めております。第3号で、関係者とは町の施策や事業等の関係者、バリの町に関心を持ち協力しようとする者、その他、町と様々な関わりを持つものと定義しております。1例を申し上げますと、これまでの文化的な交流や活動を通して、美郷町と協力的な関係を築いてこられたバリ舞踊家やガムランの演奏者など、町内外の個人や団体の方々が挙げられます。第3条では、第2条で定義した町、町民及び関係者が互いに連携協力して、バリの町づくりを推進するため、それぞれが取り組む役割について定めています。第1号で、町は、町民や関係者、来町者などが、バリの文化や伝統に触れ、親しむことができ、バリの町を実感できる施策を推進し、バリの町美郷町の認知度向上に努めることとしています。第2号では、町民は、家庭、地域、学校、職場などの様々な場において、バリの文化や芸能を知り、楽しみ、その魅力を他者に伝えるなどにより、バリの町づくりに参画するよう努めるものとしています。第4条では、1993年に旧邑智町とマス村の間で、友好姉妹都市提携の調印式が行われました。9月10日をバリの日と定め、今後、推進するバリの町づくりについての理解と関心を深め、その魅力の発信と認知度の向上を図ることとしています。最後に附則について申し上げます。この条例は、令和6年4月1日から施行することとしています。以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

それでは、上程いただきました議案第5号、美郷町文化財保存活用基金条例の制定について、ご説明いたします。本町に存在します文化財の保存及び活用を図るための基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。本町の貴重な文化財について、現在、策定中の美郷町文化財保存活用地域計画に基づき、保存及び活用を推進する際、必要な財源を確保し、当該事業を推進するため、本基金を設置するものでございます。尚、本基金の設置により、後ほど附則でも触れますが、美郷町斎藤茂吉加茂山記念館収蔵品取得基金条例は廃止とし、基金を移し替えることとしております。次に、条例の概要でございまして、この条例は、本基金を適正に管理運営することを目的としております。内容につきましても、一般的な基金条例

と同様の枠組みとなっております。従いまして、説明の方は、概略とさせていただきますが、第2条において、基金は、予算の定めるところにより積み立てること。第3条においては、管理について規定をしており、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。第5条では、繰替運用について、歳計現金に不足が生じる場合、繰戻しの方法等をきちんと定めることにより、歳計現金への運用を行うことができること。第6条では、処分につきまして、基金は、設置目的に従い文化財の保存及び活用に使用する場合に限り予算に計上して処分することができることとしております。なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行し、あわせて、美郷町斎藤茂吉亀山記念館収蔵品取得基金条例は廃止することとしております。以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第6号、美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。それでは、新旧対照表の方をお開きください。新旧対照表、第6条の次に、安全計画の策定等の1条を加えるものです。第6条の2第1項において、設備や運営に関する安全計画の策定について定めることとし、必要な措置を講ずることとしております。第2項では、職員に対しての安全計画の周知と、定期的な研修及び訓練の実施を定め、第3項では、保護者との連携を図るため、安全計画に基づく取組みを周知することについて定め、第4項では、安全計画の見直し、変更について定めております。なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。上程いただきました議案第7号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、町営住宅内田団地の住宅の一部を解体したことにより、条例を改正するものでございます。新旧対照表でご説明をいたします。改正する内容は、別表の内田団地において、令和5年度において、2戸解体したため、戸数を現行の3戸から1戸に改めます。本文2ページへお戻りください。附則としましてこの条例は、令和6年4月1日から施行いたします。以上、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第8号、美郷町ファミリー向け移住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、ファミリー向け移住住宅の入居に向け、家賃を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表で、ご説明をいたします。改正する内容は、別表に記載の浜原団地の家賃について、6万3000円を追加いたします。本文2ページお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。以上、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

●原議長

議案第3号から議案第8号までの条例案の説明が終わりました。

続きまして、議案第9号から議案第15号までの予算案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第9号、令和6年度美郷町一般会計予算について、ご説明いたします。令和6年度の予算編成にあたっては、町民の暮らしに直結する様々な分野の施策を着実に実施しつつ、将来に向けた課題の解決や発展を加速していくための施策を盛り込んだ積極的な予算編成としています。財源としましては、これまでどおりに有利な財源の活用確保に努め、令和元年度から蓄えた基金を十分に活用し、予算総額は歳入歳出それぞれ74億4600万円、対前年比3億4300万円。マイナス4.4%の減ですが、令和5年度の特異要因でありますカヌー競技場整備事業費約9億6300万円を除きますと、6億2000万円の増予算となっております。第4条の一時借入金、第5条歳出予算の流用につきましては、昨年と変更はございません。それでは具体的に予算の説明を進めていきます。7ページをお願いします。初めに、第2表、債務負担行為です。令和6年度より新たに設定する事項は3項目です。美郷町希少林産物等展示販売施設の指定管理委託を令和6年度から8年度までの3カ年で、750万円を限度に、大和農林水産物処理加工場の指定管理委託を令和6年度から8年度までの3カ年で135万円を限度に、都賀長藤地区公民館整備事業を令和6年度から7年度までの2カ年で4億3928万円を限度に、債務負担するものです。次に、第3表、地方債です。8ページをお願いします。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものです。全体で10億5810万円を限度額としております。事業の目的に即し、かつできるだけ有益な地方債活用を心掛けゼロカーボンの運用モデル推進事業を初め、ファミリー向け移住定住住宅、道路橋梁整備事業等に充当することとし、昨年は、カヌー競技場整備事業がありましたので、前年比7億2160万円の減額となっております。主な増減につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。それでは歳入予算について説明をさせていただきます。歳入予算についてですが、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を合わせました自主財源は14億4586万5000円で、比率は19.4%となっております。譲与税各交付金、地方交付税、国庫県支出金、地方債を合わせました依存財源は60億13万5000円で、比率は80.6%です。昨年に比べ、自主財源比率が増加しておりますが、これは、基金繰入額の増によるものです。それでは、事項別明細書にて、増減額の大なものについて説明をさせていただきます。11ページをお願いします。上段、款1町税、項1町民税、目1個人住民税、現年課税分です。昨年度より713万7000円減額見込みの1億1557万1000円としております。調定見込額から、定額減税による減収を1360万円程度を見込んでおります。中段の項2固定資産税、目1固定資産税、現年課税分です。家屋、償却資産の課税標準額の増により、昨年比1億1684万3000円増の2億5566万9000円で計上していま

す。13 ページをお願いします。2 段目、款 2 地方譲与税、項 4 森林環境譲与税、目 1 森林環境譲与税。配分基準における森林面積の割合の増による増収を見込み、前年比 1291 万 8000 円増の 4448 万 6000 円としています。15 ページをお願いします。款 9 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金。住民税の定額減税による減収分等を見込み、前年比 1380 万円増の 1500 万円としています。次に、款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税。普通交付税は、歳出における公債費の伸び、新たに算定をされる費目の仮称であります。子ども子育て費と、包括算定経費の、国より示されました支持伸び率を勘案し、5000 万円増の 31 億 7000 万円を見込んでおります。特別交付税は、能登半島地震の影響も想定しつつ、これまでの留保分や、地域おこし協力隊経費の増による需要増を踏まえ、4000 万円増を見込み、地方交付税の合計額は 35 億 3000 万円です。16 ページをお願いします。款 12 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 2 衛生費負担金。保健衛生費負担金として、川本町からの火葬場運営費負担金 682 万 4000 円で 90 万 7000 円の増額です。これは、川本町と共同で運営しております眺江苑の火葬炉修繕に伴うものです。17 ページをお願いします。中ほどの款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 土木使用料、住宅使用料 6226 万 9000 円。前年比 680 万 9000 円の増ですが、これは、令和 5 年度整備のファミリー向け住宅、サステナブルハウスの入居による増額を見込んでおります。18 ページをお願いします。款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、本年度予算額 3 億 2012 万 2000 円で、前年比 3176 万 1000 円の増となっておりますが、主な増項目は、障害者自立支援給付費負担金の増が、409 万 5000 円。19 ページに進んでいただきまして、説明欄の上から 7 行目、医療扶助費等負担金の増、1640 万 7000 円。節 3 児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費負担金の増、783 万 2000 円。児童手当負担金の増、391 万 2000 円などです。衛生費国庫負担金の本年度予算額がないのは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金が廃止されたためです。続いて、項 2 国庫補助金に入りますが、20 ページの目 2 衛生費国庫補助金、本年度予算額 1 億 3624 万 1000 円で、前年比 5195 万 9000 円の増です。これは、説明欄 5 行目の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の増が主要因です。次に、目 3 土木費国庫補助金、本年度予算額 2 億 3717 万 3000 円。前年比 1 億 449 万 2000 円の増です。これは、住宅、道路、橋梁に係る社会資本整備総合交付金の増によるものですが、特に町道橋の修繕工事費の増によるものです。次に、目 4 教育費国庫補助金、本年度予算額が 31 万 9000 円で、前年比 477 万 4000 円の減ですが、これは、令和 5 年度計上の地域文化総合活用事業補助金の皆減によるものです。21 ページをお願いします。目 5 総務費国庫補助金、本年度予算額 3057 万円で、前年比 805 万 9000 円の増。これは主にデジタル田園都市国家構想推進交付金の増によるものです。その下、消防費補助金の皆減は、港地区の防災集団移転促進事業の完了によるものです。22 ページをお願いします。款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、本年度予算額 1 億 4712 万 2000 円で、前年比 922 万 2000 円の増ですが、これは、節 1 社会福祉負担金の保険基盤安定制度負担金の増、197 万 6000 円。障害者自立支援給付費負担金の増、216 万 1000 円。節 3 児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費負担金の増、426 万 7000 円などがその要因です。次に、項 2 県補助金ですが、23 ページをお願いします。目 2 民生費県補助金、本年度予算額 4289 万 5000 円で、246 万 2000 円の減です。これは、隣保館運営補助金と、広域隣保活動補助金の減

によるものです。24 ページをお願いします。目 4 農林水産業費県補助金、本年度予算額 1 億 130 万 6000 円で、前年比 703 万 7000 円の増。これは、節 1 農業費補助金の説明欄下から 4 行目の農業水路等長寿命化防災減災事業補助金、節 2 林業費補助金の林業木材産業成長産業化促進対策交付金の増によるものです。続いて、目 5 教育費県補助金、本年度予算額 4004 万 6000 円。前年比 1 億 5307 万 9000 円の減ですが、これは、節 1 社会教育費補助金の 3 行目、全国高校総体、島根県実行委員会補助金の改増と、4 行目のカヌー競技場の整備に係ります全国高校総体島根県施設整備補助金の減、25 ページの節 2、教育費総務費、教育総務費補助金の説明欄 1、2 行目の学校司書等配置事業補助金の減。昨年度ございましたが、緊急校務支援員配置事業補助金の皆減によるものです。次に、目 7 土木費県補助金、本年度予算額 3736 万円で、前年比 1496 万 5000 円の増ですが、これは、説明欄の下 3 行、島根定住推進住宅整備支援事業補助金、住宅新築等償還推進助成事業補助金、島根県老朽危険空き家除却支援事業補助金の増によるものです。続いて、項 3 委託金、目 2 総務費委託費金、本年度予算額 828 万 9000 円で、前年比 351 万 7000 円の減ですが、これは昨年度ありました知事及び県議選挙委託費の皆減と、26 ページになりますが、令和 6 年度に予定しております農林漁業センサス調査にかかる基幹統計調査委託金の増によるものです。次に、款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、本年度予算額 397 万 7000 円。前年比 177 万 9000 円の増ですが、これは、昨年 11 月に、財政調整基金を地方債運用したことによる利息収入の増によるものです。28 ページをお願いします。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 寄附金、本年度予算額 100 万円。同じく、目 2 指定寄附金、企業版ふるさと納税、本年度予算額 100 万円。いずれも、近年の収入状況を鑑みて予算計上をさせていただいております。次に、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、29 ページへと渡っておりますが、本年度予算額 6 億 9670 万円で、前年比 1 億 9902 万 6000 円の増ですが、内訳としましては、目 1 財政調整基金繰入金の増が 1 億 5500 万円、目 2 減債基金繰入金の増が 1400 万円。以下、特定目的基金の繰入金の増が 3002 万 6000 円です。なお、本年度は、森林環境譲与税基金からの繰入はなく、また、ふるさと定住奨学基金につきましては、令和 5 年度で全額を取り崩す予定となっております。28 ページにお戻りいただきまして、目 1 財政調整基金の繰入金は、一部事務組合負担金や、他会計、事業会計への繰出金の増額、その他、不足する財源を補うため、4 億 2000 万円を計上しております。目 2 減債基金の繰入金につきましては、潮温泉施設の整備に係る地方債元金の償還据置き期間が満了し、元金償還が始まること等を踏まえ、6700 万円を計上しております。以下の特定目的基金の繰入額の詳細につきましては、資料で、別途配信しております。令和 6 年度当初予算の概要 8 ページをごらんいただければ幸いです。30 ページをお願いいたします。下段の款 20 諸収入、項 4 貸付金元利収入、商工費貸付金元利収入。本年度予算額はありますが、これは、ふるさと財団融資の償還が令和 5 年度で完了するためです。31 ページをお願いします。項 7 雑入、目 5 雑入ですが、本年度予算額 8590 万 8000 円で、前年比 153 万 7000 円の増です。主たる増要因としましては、説明欄の下から 2 行目の旧三江線沿線管理協力金の増が 600 万円。減要因として、昨年度計上しておりました自治体国際化協会助成金の皆減 300 万円、協働のまちづくり事業補助金の皆減、200 万円があります。34 ページをお願いします。款 21 町債、項 1 町債です。目 1 総務債、本年度予算額 2930 万円で、前年比 6060 万円の減額です。減要因は、節 1 ユートピア整備事

業債の減、5500万円です。昨年、ゴールドエンユートピアおおちの熱源改修に過疎対策事業債を充てましたが、今年度は、ゲストハウスの屋根等改修やレストランの照明更新など、昨年ほどの大規模な修繕を予定してないため減額となっております。目3衛生費、本年度予算額2830万円、前年比1130万円の減額です。節3病院設備整備事業債の減、2090万円。これは、邑智病院の本館棟建替事業に係る過疎対策事業債の減によるものです。節4火葬場整備事業債の皆増960万円。眺江苑と大和斎場の火葬炉等の修繕を、過疎対策事業債で行います。目4農林債、本年度予算額2億3430万円、前年比8400万円の増です。減要因といたしましては、節5集落営農事業債の減が4750万円。増要因は新たに取組みますゼロカーボン農業モデル推進事業に係る過疎対策事業債を、節12過疎ソフト対策事業、節15農業施設債で、ソフトハード合わせて1億7550万円。節14脱炭素化推進事業債1800万円です。目5土木債、本年度予算額5億1450万円。前年比9190万円の増です。主な増減要因ですが、道路や橋梁整備に係る過疎対策事業債の増、4590万円。節3水防災対策事業の減、1930万円。これは、竹谷川護岸修繕工事の終了による減などです。節4若者定住住宅建設事業債の増、5020万円。これは、ファミリー向け住宅サステナブルハウスの建設戸数増によるものです。目6は消防債、目6消防債は省略をさせていただきます、目7教育債ですが、本年度予算額1億3670万円で、前年比8億520万円の減です。令和5年度は、カヌー艇庫の整備にかかります過疎対策事業債8億9000万円の計上がありましたが、これが終了し、令和6年度は、都賀長藤地区の公民館整備事業に対し、8120万円の過疎対策事業債を計上しています。36ページをお願いします。目10臨時経済対策債、本年度予算額400万円、前年比800万円の減、これは国が交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を地方債として借り入れるものですが、財源不足額が大幅に圧縮される見込みであり、この金額を計上しております。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が今年度の普通交付税により措置されることとされています。最後に、目11商工債、本年度予算額3760万円。前年比8780万円の減、主な減要因は、節4商工業振興施設整備事業債、商業活性化にぎわい創出事業の減によるものです。なお、町債の詳細は、所属ごとに、充当事業の一覧を、令和6年度当初予算の概要10ページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。歳入につきましては、以上です。続いて歳出ですが、予算決算委員会におきまして、各所管課より主要施策の説明書により説明をさせていただきますので、私からは、令和6年度当初予算の概要の資料を用いまして、性質別の主な増減要因について説明をさせていただきます。それでは、令和6年度当初予算の概要の4ページをお開きください。義務的経費のうち、人件費ですが、予算額が10億5765万8000円で、対前年8105万1000円、8.3%の増となっています。これは、職員の給与改定、昇格等によるもの、それから、会計年度任用職員の報酬、手当の増によるものです。こちらは後ほど予算書の給与費明細書でご確認をいただきます。次に、公債費ですが、元利償還金予算額が10億9835万8000円で、対前年4177万4000円、4%の増です。増要因としましては、令和2年度借入れ分の過疎対策事業債、主に、潮温泉施設、石見ワイナリーホテル美郷建設事業の元金償還がスタートすることによるものです。次に、扶助費ですが、予算額が5億4542万5000円で、前年比2770万9000円、5.4%の増です。要因としましては、生活保護にかかる以上、医療扶助費の増です。続いて、普通建設事業費ですが、予算額が13億6236万5000円で、

前年比 5 億 52 万 3000 円、26.9%の減です。減要因は、カヌー競技場整備事業費の減が約 9 億 4900 万円。増要因は、ゼロカーボン農業モデル推進事業費が約 2 億 1000 万円の皆増。橋梁長寿命化事業費の増が 1 億 4300 万円。ファミリー向け住宅建設事業費の増が約 9900 万円などです。災害復旧費につきましては、前年と同額予算を計上しております。続いて補助費等ですが、予算額が 15 億 4616 万 8000 円で、前年比 3 億 6698 万 9000 円、31.1%の増です。うち、一部事務組合に係る負担金が約 7000 万円増となっております。邑智郡総合事務組合負担金の増が約 5600 万円、江津邑智消防組合負担金が約 1600 万円増額となっております。邑智郡総合事務組合負担金につきましては、令和 7 年 10 月運用開始に向けたシステム標準化共通化導入経費の増によるもので、江津邑智消防組合につきましては、令和 7 年度にかけて実施いたします高機能消防指令センターの更新整備に係るものです。その他のものにつきましては、2 億 9683 万 6000 円と大きく増えておりますが、これは、簡易水道事業会計と下水道事業会計の繰出金について、令和 5 年度まで、性質上繰出金に計上してはいたしましたが、正しくは補助費等であるため、このような状況となっております。次に、物件費、予算額が 11 億 5847 万 9000 円で、前年比 4658 万 5000 円、4.2%の増です。増要因だけを申し上げますと、保育所委託料が約 1100 万円の増、ゼロカーボン農業モデル推進事業費が約 800 万円、カヌーインターハイプレ大会開催関連経費が約 2600 万円の皆増などです。繰出金につきましては、予算額が 3 億 8943 万 9000 円で、前年比 3 億 562 万円、44%の減となっておりますが、減要因は、先ほど、ご説明をしたとおりです。次に、その他ですが、予算額が 2 億 3351 万 8000 円で、前年比 1 億 96 万 5000 円、30.2%の減です。このうち、維持補修費が約 1300 万円の減で、施設の修繕費の増はありますけれども、林道、河川維持に係る工事費の減により減額となっております。積立金ですが、約 1 億 1700 万円の減となっておりますが、これは、カヌー競技場整備に係る過疎対策事業債借入れに対する県の償還助成金を積みます減債基金元金積立の減が約 1 億 2200 万円ございまして、これによるものです。投資及び出資金の皆増 3000 万円は、ファームサポート美郷への出資金の増です。貸付金につきましては、前年と同額です。予備費につきましては、昨年より 129 万 1000 円、18.2%の減としております。以上、簡単ではありますが、歳出予算の説明とさせていただきます。それでは、予算書へお戻りいただき、102 ページをお願いいたします。給与費明細書です。性質別経費と数字が一致するわけではありませんが、給与に関する内訳、前年比較等をお示ししております。2、一般職の段をごらんください。1、総括として、職員数、給与費、共済費と記載していますが、合計欄の比較額 6530 万 3000 円の増となっております。再任用を含む職員の増が 927 万 8000 円。会計年度任用職員の増が 5602 万 5000 円となっております。会計年度任用職員についての増要因は、令和 6 年度より支給いたします勤勉手当が大きく影響をしております。次ページ以降の増減の明細職員 1 人当たりの給与、初任給、級別職員数、昇給手当については、後ほどご確認をください。105 ページをお願いいたします。各区分別の地方債残高の状況です。令和 4 年度決算額に、令和 5 年度と 6 年度の元金償還額を減じ、発行予定額を加算し、令和 6 年度の見込額をお示ししております。令和 6 年度末の地方債総額は約 110 億円に迫り、特に旧過疎対策事業債の残高が大きく増大しております。一方で、7、一般単独事業債のうち、旧合併特例事業債で元金積立てをいたしました地域振興基金の償還が令和 6 年度で終了となります。最後に、債務負担行為に関する調べについてです。106 ペー

ジをお願いします。令和6年度で債務負担が終了するものは、若者定住住宅公社家賃負担金、大規模林道日野金城線大和区間受益者組合賦課金、社会福祉法人敬愛福社会サービスセンター利子補給金の3件です。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

失礼します。上程いただきました議案第10号について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ485万9000円を計上させていただいております。詳細についてご説明いたします。6ページをお願いします。款1診療収入、項1外来収入、57万7000円を計上しております。それぞれ国保診療、社会保険診療等によるもので、令和5年度の実績に基づきまして、89万9000円の減額を見込んでおります。款1診療収入、項2その他診療報酬収入です。こちらは3000円を計上しております。款2使用料及び手数料、項1手数料です。こちらは証明書の手数料で4000円を計上しております。7ページをお願いします。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金です。本年度予算額は187万8000円を計上しており、13万9000円の増となっております。款4県支出金、項1県補助金、目1保健衛生費補助金、239万7000円を計上しております。これは、令和5年度の実績に基づき、へき地診療所運営補助金105万7000円を増額して計上しております。8ページをお願いします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。主なものは、君谷診療所の事務職員の人件費と、診察を委託しております加藤病院への委託料となっております。409万1000円を計上しております。款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費、3万9000円を計上しております。次に9ページをお願いします。目3医薬品衛生材料費68万9000円を計上しております。合わせて医療費72万8000円を計上しております。款3予備費、項1予備費、目1予備費、4万円を計上しております。以上で、議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

失礼します。それでは上程いただきました議案第11号、令和6年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1134万2000円でございます。それでは、歳入歳出事項別明細書で説明させていただきます。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1国民健康保険税、前年対比2万2000円増額の6678万2000円を計上しています。保険税につきましては、現行の保険税率で算出し、未就学児に係る保険税の軽減分を控除した額に徴収率、現年分97.5%、過年度分17.5%を乗じて算出しています。款4使用料及び手数料、前年と同額の2万3000円を計上しています。こちらは保険税の督促手数料でございます。款8県支出金、前年対比7282万8000円増額の5億8115万2000円を計上しています。こちらは、主に歳出の保険給付費の増額に係る普通交付金及び国民健康保険診療所会計への繰出金に係る特別調整交付金の増額でございます。款11財産収入5万円。

こちらは、国民健康保険基金積立金の利子でございます。款 13 繰入金、前年対比 843 万 5000 円増額の 6303 万 2000 円を計上しています。こちらは主に、一般会計から、職員給与等繰入金と財政安定化支援事業繰入金等を増額するものでございます。款 14 繰越金 1000 円、これは科目の頭出しの予算でございます。款 15 諸収入、前年対比 19 万 9000 円増額の 30 万 2000 円を計上しています。こちらは、延滞金の実績を考慮した増額でございます。続いて 6 ページをお願いします。歳出でございます。款 1 総務費、前年対比 101 万 3000 円減額の 2444 万 3000 円を計上しています。こちらは、邑智郡総合事務組合及び国保連合会への負担金の減額によるものでございます。款 2 保険給付費、前年対比 6854 万 2000 円増額の 5 億 5341 万 5000 円を計上しています。保険給付費につきましては、国保連合会の推計をもとに算定をしておりますが、令和 5 年度の医療費の増加傾向にあることから、昨年実績と令和 5 年度上半期の実績を考慮した予算を見込んでいます。款 8 保健事業費、前年対比 8 万 7000 円減額の 721 万円を計上しています。こちらは、特定健診の受診実績を考慮した予算見込み額でございます。款 9 基金積立金、前年対比 1 万 7000 円増額の 5 万円を計上しています。当初では歳入と同様に、基金の利子を計上しています。款 11 諸支出金、前年対比 1290 万円増額の 1441 万円を計上しています。こちらは、遡及資格喪失等に伴う保険税の還付金、補助金の精算に係る返還金、直営診療所施設勘定繰出金を見込んだ予算でございます。款 12 保険事業納付金、前年対比 528 万 9000 円増額の 1 億 847 万円を計上しています。こちらは、令和 5 年度の診療総額が、想定に反し高止まりしていることから、県が、これまでの納付金の算定方法を見直したことによる増額となっております。款 13 予備費、前年対比 414 万 7000 円減額の 334 万 4000 円を計上しています。以上で、議案第 11 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

それでは、上程いただきました議案第 12 号について、ご説明いたします。こちらは、沢谷診療所及び大和診療所の予算を合わせました特別会計の予算でございます。歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 9014 万 4000 円を計上しております。詳細についてご説明いたします。6 ページをお願いします。歳入です。款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 各種診療報酬収入 2709 万 4000 円を計上しております。これは、令和 5 年度の実績に基づき、594 万円の減額を見込んでおります。収入の内訳は大和診療所が 2630 万円、沢谷診療所が 70 万円を見込んでおります。款 1 診療収入、項 2 検査収入、目 1 諸検査収入 23 万円を計上しております。これは大和診療所の検査収入となります。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 4702 万 4000 円を計上しております。7 ページをお願いします。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 2 国民健康保険事業勘定繰入金 1320 万円を計上しております。繰入金の合計は 6022 万 4000 円となり、前年度と比較しまして 822 万 8000 円の増となっております。これは診療所収入等の減に伴いまして、増額をさせていただいております。款 3 材料及び手数料、項 1 手数料、目 1 手数料です。これは診断書などの収入を見込んでおり、12 万円を計上しております。款 7 県支出金、項 1 県補助金、目 3 保健衛生費補助金 247 万 6000 円を計上しております。こちらは、令和 5 年度から沢谷診療所が僻地診療助運営費補助金を対象となりましたこ

とから、予算計上しております。8 ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費です。主なものは、大和診療所及び沢谷診療所の人件費、それから沢谷診療所の診察を委託しております町内の 2 医療機関への委託料を計上しております。本年度予算額 8470 万 7000 円を計上しております。主に人件費等の増に伴い、500 万 9000 円を増額しております。9 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 連合会負担金です。6 万 5000 円を計上しております。こちらは、国県それぞれの国保診療所、協議会への負担金となっております。款 2 医療費、項 1 医業費、目 1 医療用消耗器材費 151 万 2000 円。目 2 医薬品衛生材料費 332 万円、合計で 483 万 2000 円を計上しております。こちらは実績に基づきまして、40 万円の減額をしております。款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 54 万円を計上しております。以上で、議案第 12 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

12 時になりましたけれども、このまま予算案の説明提案理由はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

それでは、上程いただきました議案第 13 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 8484 万 5000 円でございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書で、ご説明させていただきます。4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料、前年対比 412 万円増額の 5913 万 6000 円を計上しております。令和 6 年度は、保険料率の改定の年となっており、広域連合から示された改定後の料率で試算した額を計上しています。款 2 使用料及び手数料は、前年と同額の 3000 円を計上しています。こちらは保険料の督促手数料でございます。款 5 繰入金、前年対比 669 万 3000 円減額の 1 億 2235 万 9000 円を計上しております。こちらは広域連合へ納付する療養給付費負担金の減額に伴う県繰入金の減額でございます。款 7 諸収入、前年対比 11 万 1000 円増額の 88 万 5000 円を計上しています。こちらは主に、後期高齢者の各種検診事業に係る受託料と、療養給付費負担金の精算に伴う広域連合からの返還金でございます。5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、前年対比 117 万 6000 円増額の 743 万円を計上しています。こちらは、職員の人件費の増額が主な要因でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、前年対比 373 万 6000 円減額の 1 億 7371 万 8000 円を計上しております。こちらは広域連合による負担金算定に基づくものですが、保険料負担金及び療養給付費負担金の減額が主なものでございます。款 3 諸支出金 11 万円、昨年度と同額でございます。こちらは、過年度分の保険料還付に係る経費を計上しています。款 4 健康診査等事業費、前年対比 9 万 8000 円増額の 62 万 5000 円を計上しております。こちらは従来から実施しております各種検診委託料が主なものとなっております。款 5 予備費 50 万円、前年と同額を計上しています。以上で、議案第 13 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第14号、令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。第2条業務の予定量についてです。

(1) から (3) までは、昨年度の実績から、給水件数を1964件、年間総給水量36万3470立米、1日平均給水量996立米としております。(4)の主要な建設改良事業といたしまして、水道施設整備事業1億440万円。こちらは、比之宮地区簡易水道の基幹改良工事でございます。第3条、収益的収入及び支出です。こちらは当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される予算を計上しております。収入合計は、第1款、水道事業収益2億1871万7000円。支出合計は、第1款、水道事業費用2億1432万9000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出でございます。こちらは施設整備等の建設改良費と、その事業に係る補助金、企業債、企業債償還金などの予算を計上しております。収入合計は、第1款、資本的収入1億8228万4000円。支出合計は、第1款、資本的支出1億8760万1000円を計上しております。なお、資本的支出額に対して不足します531万7000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額消費税の還付金となりますが、4万8000円及び当年度の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額526万9000円で補填をいたします。2ページをお願いいたします。第5条企業債です。企業債は先ほど申し上げました比之宮地区簡易水道改良事業に伴う企業債の限度額として6000万円を計上しております。第6条、一時借入金です。今年度の限度額を5000万円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用及び、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金についてです。簡易水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける金額を8954万8000円としております。3ページをお願いいたします。ここからは予算に関する説明書で、予算内容についてご説明をいたします。4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入合計は、2億1871万7000円で、内訳は、項1営業収益9633万円。こちらは水道料金などになります。項2営業外収益、1億2238万7000円。こちらは一般会計からの補助金、長期前受金戻入になります。次に、支出でございます。支出合計は2億1432万9000円です。内訳は、項1営業費用2億67万9000円。主な内容につきましては、浄水場配水池の維持管理経費のほか、目1原水及び浄水費の委託料、1046万2000円は、粕渕浄水場膜ろ過装置の洗浄及び取替え業務の費用を計上しております。5ページをお願いいたします。目5総係費の委託料5771万6000円は、大和地区の水道監視システム改修業務や、君谷地区の井戸洗浄、水源調査の委託費などを計上しております。次に、項2営業外費用でございます。1335万円です。こちらは企業債の利息、それから消費税等になります。次に、項4予備費としまして30万円を計上してございます。6ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。収入合計は1億8228万4000円。内訳としまして企業債6000万円、項2県補助金4000万円、項5他会計補助金8228万4000円でございます。企業債及び県補助金につきましては、比之宮簡水の改良工事の財源として計上をしております。次に支出でございます。支出合計は1億8760万1000円で、内訳は、建設改良費1億440万円、企業債償還金8320万1000円でございます。主な内容につきましては、収入の方で申し上げました比之宮地区の改良に伴うものでございます。続きまして、令和6年度

予定キャッシュフロー計算書でございます。投資活動は2333万円、財務活動はマイナスの2320万円、資金期末残高は4575万円余りを見込んでおります。8ページから10ページにつきましては、給与明細書といたしまして、給料及び手当の状況について記載をしております。なお、給与費明細書の各項目の記載方法につきましては、今年度より、一般会計と同様の形式としておりますので、昨年度と少し形式が変わっております。11ページをごらんください。令和6年度の予定貸借対照表についてです。固定資産と流動資産を合わせました資産合計は18億3490万円余り、続きまして企業債等の固定負債及び流動負債と繰延収益を合わせました負債合計は18億7460万円余りです。資本合計はマイナス3970万円余りとなっております。12ページをごらんください。こちらは重要な会計方針に係る事項について記載をしております。13ページから14ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表になりますので、ごらんください。参考資料としまして、予算の概要も配信をしておりますので、あわせてごらんいただければと思います。以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号、令和6年度美郷町下水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量です。(1)から(3)は、昨年度の実績から水洗化人口2892人、年間総処理水量26万4491立米、1日平均処理水量725立米としております。(4)主要な建設改良事業としまして、処理場整備事業1億8522万円。浄化槽整備事業1491万3000円を予定をしております。詳細については、後ほどご説明をさせていただきます。第3条、収益的収入及び支出でございます。当年度の経営活動に伴う発生が予定される予算を計上しております。収入合計は2億、下水道事業収益として2億7025万円、支出合計は、第1款下水道事業費用2億6225万4000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出でございます。こちらは施設整備等の建設改良費と、それらに係る補助金等の予算を計上しております。収入合計は、第1款、資本的収入2億6929万8000円。支出合計、第1款、資本的支出3億2719万2000円を計上しております。資本的支出額に対して不足いたします5789万4000円は、当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額945万円。過年度分の損益勘定留保資金393万円、当年度分損益勘定留保資金4451万4000円で補填をいたします。2ページをお願いいたします。第5条企業債でございます。こちらは処理場整備、浄化槽整備に係る企業債として1億160万円を計上しております。第6条、一時借入金は、今年度の限度額を1億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費については、記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金でございます。下水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける額を1億5536万円としております。基準外繰入に当たるものになります。4ページをお願いいたします。予算実施計画書で、予算内容についてご説明をいたします。収益的収入及び支出でございます。収入合計は2億7025万円。項1営業収益は4304万7000円。こちらは下水道使用料等になります。次に、項2営業外収益2億2212万3000円でございます。一般会計からの補助金、長期前受金戻入などになります。次に、項3特別利益508万円でございます。特別利益に計上している長期前受金戻入は、企業債に係る元利償還金へ充当した一般会計繰入金を、収益化するもののうち、過年度において、据置き期間の影響で収益化出来なかったものを計上をしております。

ます。次に、支出です。支出合計は2億6225万4000円です。内訳は、項1 営業費用2億4564万円です。施設の維持管理費、減価償却費に係る費用を計上しております。今年度は総係費の委託料に、経営戦略策定業務委託として1100万円を計上しております。5ページをお願いいたします。項2 営業外費用1581万4000円です。こちらは企業債の利息と消費税を計上しております。項4 予備費でございます。80万円を計上しております。6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入合計は2億6692万8000円、内訳は企業債1億160万円、項3 他会計補助金7333万9000円、項5 国庫補助金9435万円でございます。企業債及び国庫補助金を財源として行う事業は、令和5年度に契約して整備を進めております定置式脱水機設置工事、邑智浄化センターの設備改修工事、乙原地区の農業集落排水施設の災害防止対策計画策定業務、そして合併浄化槽などの整備でございます。次に、支出でございます。資本的支出は3億2719万2000円。内訳は項1 建設改良費2億13万3000円。企業債償還金1億2705万9000円でございます。項1 建設改良費は、先ほど収入で申し上げました定置式脱水機設置工事や、邑智浄化センター設備改修の工事の費用でございます。また、合併浄化槽の設置につきましては、令和6年度におきましては、12基分を予算を計上しております。7ページをお願いいたします。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。営業活動は6392万円、投資活動は、マイナスの247万5000円。財務活動は、マイナスの2545万円、資金期末残高は2710万円余りを見込んでおります。8ページから10ページにつきましては、給与明細書といたしまして、給料及び手当の状況について記載をしております。なお、こちらの給与明細書につきましても、簡水同様、一般会計と今年度は様式を合わせた形としております。11ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書です。令和5年度に設定しました債務負担行為、邑智浄化センター定置式脱水機設置事業につきまして、当年度以降の支払い義務発生予定額を、2億2245万円としております。財源につきましては、記載のとおりでございます。12ページをお願いいたします。令和6年度の予定貸借対照表です。まず、固定資産と流動資産合わせた資産合計は35億8900万円余り。企業債等の固定負債、流動負債等を合わせた負債合計は35億6900万円余りでございます。資本合計は1990万円余りとなっております。13ページから14ページにつきましては、重要な会計方針に係る記載事項の注記と、セグメント毎の会計情報を記載しております。最後に15から16ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表になりますので、お汲み取りいただければと思います。合わせて参考資料の概要書についても配信しておりますので、ごらんいただければと思います。以上で、議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●原議長

議案第15号までの説明は終わりました。

私の方から一つ確認がございます。議案第13号、歳入歳出予算の総額ですが、これは1億8238万3000円で間違いはないですか。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

大変失礼いたしました。先ほど間違った数字を申し上げましたが、1億8238万3000円で間違いございません。

●原議長

分かりました。

それでは、議案第15号の説明が終わりましたので、ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午後 12時21分)

(再開 午後 1時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

次に、議案第16号から議案第23号までの一般事件案8件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

上程いただきました議案第16号、美郷町過疎地域持続的発展計画の変更について、ご説明申し上げます。令和3年度から令和7年度を計画期間としました過疎地域持続的発展計画について、令和6年度以降の新たな事業計画の追記と事業費の変更を行うものでございます。2ページをお願いします。区分3産業の振興です。美郷町の強みを活かした魅力ある農業の確立にチャレンジし、それに魅力を感じる人材を呼び込み、担い手の育成と農業の活性化を図るため、ゼロカーボン農業モデル推進事業を、本文中の事業計画に追記するものです。続いて、3ページをお願いいたします。区分6生活環境の整備です。本部本文中、(1)現況と問題点、①環境衛生に火葬場について追記し、(2)その対策を①環境衛生の充実に火葬炉設備の修繕について追記、合わせて、火葬炉設備修繕事業を、本文中の事業計画に追記するものです。4ページをお願いいたします。区分14過疎地域持続的発展特別事業部門一覧です。産業の振興の第一次産業に、ゼロカーボン農業モデル推進事業を本文中の事業計画に追記するものでございます。以上で、議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第17号、辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明申し上げます。交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域の地域間格差の是正を図ることを目的に制定されました辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するものでございます。2ページをお願いします。公共的施設を必要とする事業は、乙原地区の除雪車導入です。この辺地は、本町の西南に位置し、幾度となく豪雪に見舞われており、積雪時には、除雪機器を配備して、除雪対応をとっておりますが、その多くを業者保有の

機械に依存している状況にあります。しかしながら、昨今の公共事業の縮小の影響を受けまして、土木事業者の廃業、事業の撤退などにより、除雪機器の確保が難しくなり、除雪体制の維持が大きな課題となっております。そこで、乙原地区に除雪機械を導入することにより、安心安全な除雪体制を整備し、通学バスの運行及び福祉車両や緊急車両の通行の確保を図るものでございます。計画の期間は令和6年度の1年間で、事業費は2300万円。このうち辺地対策事業債の充当予定額を2300万円として、この総合整備計画を策定するものでございます。以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

それでは、上程いただきました議案第18号について、ご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理者の指定について議決を求めるもので、議決を求める施設は、美郷町希少林産物等展示販売施設です。所在地は美郷町長藤248番地2及び230番地2でございます。この施設の指定管理の期間が、本年の3月31日をもって満了することに伴い、引き続き、合同会社だいわもんどから指定管理の申請がされましたので、本施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、再指定を行うものです。合同会社だいわもんどによる指定管理は、平成27年から行われており、現在、3期9年を経過いたしました。その間、カフェグリーンロードの運営や産直市の充実など、地域に密着した運営をされており、再指定を上程するものでございます。なお、指定管理料につきましては、年250万円を予算計上してございます。以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、上程いただきました議案第19号について、ご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理者の指定について議決を求めるもので、議決を求める施設は、大和農林産物処理加工場です。所在地は美郷町都賀西38番地7でございます。この施設の指定管理の期間が本年の3月31日をもって満了することに伴い、引き続き、大和特産加工センター利用者組合から、指定管理の申請がなされましたので、本施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、再指定を行うものでございます。大和特産加工センター利用者組合は、指定管理を開始してから今日までの実績のある組合であり、再指定を上程するものでございます。なお、指定管理料につきましては、年45万円を予算計上してございます。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第20号、町道路線の認定について、ご説明いたします。このたび上程した路線は、路線番号456号、路線名は港団地線です。起点は、美郷町港963番2地先、終点は美郷町港963番5地先でございます。内容につきましては、港地区防災集団移転促進事業に合わせて整備を行いました団地内道路で、林道港吾郷線から

造成団地への町道認定をお願いするものでございます。区間延長は182メートル、幅員は5メートルでございます。以上、議案第20号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号町道路線の認定について、ご説明いたします。上程した路線は、路線番号455号、路線名は、塩ヶ瀬上線でございます。起点は美郷町石原166番2地先、終点は美郷町石原156番8地先でございます。内容につきましては、生活道関連道路整備として整備を進めています町道で、県道美郷飯南線から町道塩ヶ瀬線の付近までの町道認定をお願いするものでございます。区間延長は110メートル、幅員は5メートルでございます。以上、議案第21号についてご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第22号並びに第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、2議案を合わせて、ご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっています。美郷町では、6名の方がその任にあたられており、そのうちお2人が、令和6年6月30日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を求めて法務省に推薦することになっており、このたび推薦にあたり意見を求めるものでございます。このたびは、現在、2期目のお勤めの2人を推薦いたしたく、提案するものであります。議案第22号で推薦させていただいておりますお1人目の兒島和恵さんは、給食センターに勤める傍ら、バレーボールチームの指導育成に力を入れてこられました。退職後も、平成26年10月から民生児童委員に就任され、現在もご尽力いただいております。何事も熱心で地域の信頼も厚く、人格、人望ともに、人権擁護委員としてふさわしい方です。議案第23号で推薦させていただいておりますお2人目の花岡恵子さんは、多年、介護関係のお仕事をされており、福祉に対する意識も高く、地域活動にも積極的に参加、貢献されており、地域の信頼も厚く、人格、人望ともに、人権擁護委員としてふさわしい方です。以上のお2人方を適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。以上で議案第22項号並びに第23号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、29日に日程をとりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。次の会議は、29日木曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 1 時 1 3 分)